



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

404	指定障害児通所支援事業者の指定	(障害福祉課)..... 1
405	〃	(〃)..... 1
406	指定障害福祉サービス事業者の指定	(〃)..... 2
407	和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事指定薬物の指定の失効	(薬務課)..... 2
408	大規模小売店舗の変更の届出	(商工振興課)..... 2
409	大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要	(〃)..... 3
410	農用地利用配分計画の認可	(経営支援課)..... 4
411	保安林の指定予定の通知	(森林整備課)..... 4
412	河川区域の変更	(河川課)..... 5
413	廃川敷地の発生	(〃)..... 5
414	河川区域の指定	(〃)..... 5
415	道路の位置の指定	(都市政策課)..... 6

○ 公告

	都市計画の図書の写しの縦覧	(都市政策課)..... 6
--	---------------	----------------

告 示

和歌山県告示第404号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成27年4月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3051000093	つくしんぼ園	橋本市高野口町大野74番地の1	保育所等訪問支援	社会福祉法人桃郷	紀の川市桃山町調月58番地の3	平成27.4.1

和歌山県告示第405号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成27年4月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3052000035	通園みらい	御坊市菌500番地	保育所等訪問支援	社会福祉法人太陽福祉会	日高郡美浜町和田1138番地	平成27.4.1

和歌山県告示第406号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成27年4月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3012300491	どんぐりの家	新宮市熊野地一丁目8番1号	就労継続支援B型	精神障害者	特定非営利活動法人優友会	新宮市熊野地一丁目8番1号	平成27.4.1

和歌山県告示第407号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例（平成24年和歌山県条例第83号）第18条第1項の規定により、次のとおり知事指定薬物の指定が効力を失うので告示する。

平成27年4月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 失効する知事指定薬物

- (1) 化学名 2- (2,5-ジメトキシ-4-プロピルフェニル) エタンアミン (通称名2C-P) 及びその塩類
- (2) 化学名 2- (2,5-ジメトキシ-4-メチルフェニル) -N- (2-メトキシベンジル) エタンアミン (通称名25D-NBOMe) 及びその塩類
- (3) 化学名 4-ヒドロキシ- (N-イソプロピル) -N-メチルトリプタミン (通称名40H-mipt) 及びその塩類
- (4) 化学名 4-アセトキシ- (N-イソプロピル) -N-メチルトリプタミン (通称名4Ac0-mipt) 及びその塩類
- (5) 化学名 (5- (3-フルオロフェニル) -1-ペンチル-1H-ピロール-3-イル) -1-ナフタレニルメタノン (通称名JWH-368) 及びその塩類
- (6) 化学名 1-ナフタレニル- (1-ペンチル-5-フェニル-1H-ピロール-3-イル) メタノン (通称名JWH-145) 及びその塩類
- (7) 化学名 N-ベンジル-1- (5-フルオロペンチル) -1H-インドール-3-カルボキサミド (通称名5F-SDB-006) 及びその塩類
- (8) 化学名 5-クロロ-3-エチル-N- (4- (1-ピペリジン-1-イル) フェネチル) -1H-インドール-2-カルボキサミド (通称名Org27569) 及びその塩類

2 失効理由

当該知事指定薬物が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する指定薬物に指定されるに至ったため

3 失効年月日

平成27年4月7日

和歌山県告示第408号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売

店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成27年4月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

オークワ湯浅店

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅字川久保1852番地の1

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成

和歌山県和歌山市中島185番地の3

3 変更する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 12店舗

(変更後) 8店舗

(2) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 屋上、建物西側隔地、建物東側、建物北側 340台

(変更後) 屋上、建物西側隔地、建物東側 287台

(3) 駐車場の出入口の数及び位置

(変更前) 敷地北側、隔地南側、隔地北側、敷地東側 8箇所

(変更後) 敷地北側、隔地南側、隔地東側、隔地北側、敷地東側 7箇所

4 変更年月日

(1) 平成23年8月20日

(2) 平成27年11月19日

(3) 平成27年3月19日、平成27年11月19日

5 変更する理由

(1) 小売業者変更のため

(2) (3) 隔地駐車場の土地の一部を返還するため

6 届出年月日

平成27年3月18日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県有田振興局地域振興部企画産業課（有田郡湯浅町湯浅2355-1）

湯浅町産業観光課（有田郡湯浅町湯浅1055-9）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成27年4月7日から同年8月7日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第409号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成27年4月7日

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

City!WAKAYAMA

和歌山県和歌山市元寺町5-58外14筆

2 意見の対象となった届出に係る告示

平成26年和歌山県告示第1355号

3 意見の概要

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の関係法令を遵守し、廃棄物の減量化及び再資源化に取り組み、周辺環境に影響を与えないよう努めてください。

(2) 騒音規制法及び振動規制法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法及び和歌山県公害防止条例を遵守し、周辺環境に影響を与えないよう努めてください。

なお、近隣からの騒音対策等の要望があれば、必要に応じて対策を講じてください。

(3) 建設リサイクル法を遵守して工事を施工し、周辺環境に影響を与えないよう努めてください。

(4) 屋外広告物条例を遵守し、周辺環境に影響を与えないよう努めてください。

(5) 来店客ピーク時の道路混雑状況をみながら、場合によっては交通指導員を配置し混雑緩和に努めてください。

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山市産業まちづくり局産業観光部商工振興課(和歌山市七番丁23番地)

5 意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成27年4月7日から同年5月7日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第410号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により、次の土地に関する農用地利用配分計画を平成27年3月27日に認可した。

平成27年4月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成26年度第21号	御坊市湯川町丸山字蛭ヶ崎108-1外2筆
平成26年度第22号	日高郡美浜町大字和田字鶴泊里704-3外1筆
平成26年度第23号	伊都郡かつらぎ町大字新城字工涌552-1外1筆
平成26年度第24号-1	橋本市高野口町大野字西之戸1257-1外4筆
平成26年度第24号-2	橋本市高野口町九重字河原谷121-1外4筆

和歌山県告示第411号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成27年4月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保安林予定森林の所在場所 田辺市龍神村三ツ又字里うず127・128・128の1・129（以上4筆について次の図に示す部分に限る。））、字龍頭149の5・149の6・149の8から149の12まで（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局地域振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第412号

昭和50年和歌山県告示第158号（河川区域の指定）、昭和54年和歌山県告示第898号（河川区域の変更）、昭和55年和歌山県告示第138号（河川区域の変更）、昭和55年和歌山県告示第240号（河川区域の変更）、昭和55年和歌山県告示第308号（河川区域の変更）及び平成14年和歌山県告示第592号（河川区域の変更）で指定した紀の川水系に係る一級河川和歌川について、河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項第3号の規定による区域を次のように変更する。

平成27年4月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

次の図面（第9号図）の茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち、河川法第6条第1項第1号及び第2号の規定による区域以外の区域

次の図面は省略し、その関係図面は、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課及び海草振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

和歌山県告示第413号

河川区域の変更により廃川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

なお、その関係図面は、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課に備え置いて縦覧に供する。

平成27年4月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 河川の名称 一級河川和歌川

2 廃川敷地が生じた年月日 平成27年4月7日

3 廃川敷地の位置 和歌山市南材木丁一丁目13番地先、14番地先、15番1地先及び15番2地先

4 廃川敷地の種類及び面積 土地95.17㎡

和歌山県告示第414号

切目川水系に係る二級河川切目川について、河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項第3号の区域を次のように指定する。

平成27年4月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

次の図面（第14号図及び第15号図）の茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち、河川法第6条

第1項第1号及び第2号の規定による区域以外の区域

次の図面は省略し、その関係図面は、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課及び日高振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

和歌山県告示第415号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成27年4月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3290	橋本市胡麻生字上ノ町557番1の一部、558番の一部	橋本市東家五丁目4番1号 丸石木材住宅株式会社 代表取締役 石田雅彦	平成 27.3.27	6.00	98.872

公 告

都市計画の図書の写しの縦覧公告

田辺市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成27年4月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
田辺都市計画用途地域の変更
- 2 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課